

就職個別相談等業務委託公募型プロポーザル優先交渉権者等審査要領

1 目的

この要領は、流山市（以下「市」という。）が行う就職個別相談等業務について、最も優れた提案者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための審査に係る事項を定めるものとする。

2 審査

審査会の委員（以下「委員」という。）は、応募者からの提案書及びプレゼンテーションの内容について、別紙「提案評価表」に則って審査を行う。

なお、提案書の提出が1事業者のみであった場合でも審査を行う。

3 優先交渉権者等の選定

全ての委員による採点の平均点が60点以上、且つ最高得点を獲得した者を優先交渉権者、これに準ずる者を次順位優先交渉権者として選定する。なお、同点の場合は、企画提案評価点が高いものを優位とする。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年12月13日から施行する。

（失効）

2 この要領は、審査会の終了をもってその効力を失う。